

# 「ドクターヘリ支援基金」設置要綱

平成 21 年 12 月 22 日制定

## 1 趣旨

「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」第 9 条の規定に基づき、病院の開設者に対して 救急医療用ヘリコプター（以下、ドクターヘリという。）を用いた救急医療の提供に要する費用を助成する事業（以下、ドクターヘリ支援事業という。）を行うため、この事業に充てる基金を設けるものとする。

## 2 基金の名称と設置の時期

基金の名称を「ドクターヘリ支援基金」とし、平成 22 年 4 月 1 日をもって設置する。

## 3 設置主体

認定 NPO 法人救急ヘリ病院ネットワーク（HEM-Net）が、ドクターヘリ支援事業を行うため、「政府及び都道府県以外の者」から基金を募金して設置する。

## 4 基金の用途

病院の開設者に対し、以下の事業に要する費用を助成する。

### （1）医師・看護師等研修助成事業

ドクターヘリに搭乗する医師及び看護師等の研修並びにドクターヘリの運航の責任に当たる医師の研修に要する費用を助成する。

### （2）調査・研究事業

ドクターヘリの有効性の検証、効率的な運用方策等についての調査・研究等に要する費用を助成する。

### （3）運航円滑化・高度化業務助成事業

上記（1）（2）の他、ドクターヘリの運航の円滑化と高度化に資する業務に要する費用を助成する。

## 5. ドクターヘリ支援事業審議会

ドクターヘリ支援基金の適正な運用を期するため、部外有識者から成る「ドクターヘリ支援事業審議会」を設置する。

## 6. 特別会計

ドクターヘリ支援基金の管理・運営は、HEM-Net の従来の会計とは別に、特別会計を設けて行い、その適正を期する。

7 寄付金の額

寄付金の額は以下のとおりとする。

法人 一口 50万円以上

個人 一口 3000円以上

8 寄付の手続き

(1) 「ドクターヘリ支援基金」の専用口座を設けて、振込を依頼する。

(2) 寄付者に対しては、税法上の優遇措置が受けられることを明示した正規の領収書を発行するものとする。